

福島市告示第300号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は福島市役所建設部路政課において2週間一般の縦覧に供する。

令和7年10月17日

福島市長 木幡 浩

路線番号	路線名	変更区間 区間番号	変更前 変更後	幅員 (m)	延長 (m)
51010	北沢又4号線	20、30	変更前	6.12～ 9.57	144.6
			変更後	6.00	144.6